

神戸大学文学部同窓会文窓会会則

第一章 総 則

- 第一条 本会は神戸大学文学部同窓会文窓会（旧称；神戸大学文学部同窓会）と称する。
- 第二条 本会は事務局を神戸大学文学部（神戸市灘区六甲台町1-1）に置く。
- 第三条 本会は昭和32年4月1日に設立する。
- 第四条 本会は総会または評議員会の議決によって適当な地に支部を置くことができる。

第二章 目 的

- 第五条 本会は会員相互の研鑽と親睦をはかることを目的とする。
- 2 本会は神戸大学文学部・大学院人文学研究科と連帯し互恵の精神でもって教育・文化の振興に寄与することを目的とする。
- 3 本会は神戸大学および神戸大学文学部・大学院人文学研究科の発展に寄与することを目的とする。

第三章 事 業

- 第六条 本会は前章の目的を達成するために次の事業を実施する。
- 2 (1) 定期的な同窓会報の頒布
(2) 文窓賞の主催
(3) 親睦及び交流の促進に資する行事の主催
(3) 各種協力金、助成金等による協賛
(4) その他、目的の達成に必要な活動。

第四章 会 員

- 第七条 本会は次の会員をもって構成する。
- 2 正会員 神戸大学文学部卒業者、旧文学専攻科修了者および大学院修了者、ならびにこれらに在学した者。
- 3 特別会員 神戸大学文学部・大学院の現・旧教員で正会員ではない者、ならびに本会の趣旨に賛同し、承認された者。
- 4 準会員 在学生

第五章 会 費

- 第八条 会員は総会が定める終身会費4万円を納付するものとする。ただし、特別会員は免除とする。

第六章 退 会

- 第九条 会員は退会の意思を示すことにより、任意に退会できる。

- 2 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。
 - (1) 会員が死亡したとき。
 - (2) 総会において、除名がふさわしいと議決されたとき。

第七章 役員 相談役 幹事

第十条 本会に次の役員をおく。

- 2 名誉会長 1名
- 3 会長 1名
- 4 副会長 若干名
- 5 幹事長 1名
- 6 常任幹事（会計担当を含む）
- 7 会計監査 2名

第十一条 名誉会長は神戸大学大学院人文学研究科長・文学部長が就任する。

第十二条 会長は本会の事務を総理し本会を代表する。

- 2 会長および副会長は総会において選出する。
- 3 その他の役員は会長が指名し任命する。
- 4 会長、副会長の任期は4月1日からの2年とし重任を妨げない。
- 5 名誉会長、会長および副会長以外の役員の任期は、会長の任期満了とともに終了する。

第十三条 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときまたは欠けたときは、予め総会の承認を得た順位に従い、その職務を代行する。

第十四条 役員は次の各号のいずれかに該当するときは、総会または評議員会の議決によりこれを解任できる。

- (1) 本会の役員としてふさわしくない行為があった場合。
- (2) 心身の故障により、職務の執行に堪えられないと認められるとき。

第十五条 本会に会長の指名により名誉顧問、相談役、顧問を若干名おくことができる。

第十六条 本会に幹事をおく。

- 2 幹事は卒業年次の各回生の中から1名、専攻生・大学院卒業生は専攻（博士後期課程の区分は博士前期課程のそれによる）ごとに1名、支部から1名を互選により選出する。
また選出母体に関係なく自薦（選）で幹事を希望すればこれを斟酌する。

第八章 会 議

第十七条 本会の会議は総会、評議員会、幹事会ならびに役員会とする。それらの下に委員会を必要に応じて置く。

- 2 総会、評議員会、役員会は会長が招集し、議長は会長が当たることを原則とする。
- 3 役員²分の1以上の同意で役員は、会議に付議すべき事項を示して、評議員会の開催を会長に請求できる。会長は、請求のあった日から1か月以内に評議員会を招集しなければならない。

- 4 定期総会は毎年度開催することを原則とし、事業及び会計の報告を行いそれらを承認する。また、その他の必要な重要案件を議決する。
- 5 臨時総会および評議員会は会長が必要と認めるときこれを開く。
- 6 評議員会は役員と幹事でもって構成し、総会に代わって議決することが出来る。
- 7 総会および評議員会は出席者の過半数でもって議決する。可否同数のばあい議長の決するところによる。ただし特別会員、準会員は議決権を有しない。
- 8 役員会は会長、副会長、幹事長、常任幹事、会計監査で構成する。
- 9 総会、評議員会、役員会、臨時総会の議事については議事録を作成する。
- 10 神戸大学文学部・大学院の現・旧教員が、評議員ならびに役員の、それぞれ半数を超えてはならない。

第九章 事業年度

第十八条 本会の事業年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

第十章 会計

第十九条 会計年度は4月1日より翌年3月31日までとする。

第二十条 本会の収支決算は、総会に報告しその承認を受けるものとする。

- 2 会計担当役員は、寄付等の収益金は会計に繰り入れ、また 経費については厳正な内規を定め、それによって執行する。

第十一章 附 則

第二十一条 本会の会員はその住所、氏名、職場または勤務場所に変更があったときは必ず本会事務局に通知するものとする。

第二十二条 この会則の改正は総会の承認を受けなければならない。

第二十三条 この会則は平成29年10月28日の本会総会より発効する。

以上